

給水装置工事に係る取扱要綱

内容現在 平成 25 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 13 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第 1 部	3 から 6 まで	2	3 から 6 まで	2	P 2 の次
	13 から 15-1 まで	2	13 から 15-1 まで	2	P 1 2 の次
	2 0 から 2 1 まで	1	2 0 から 2 1 まで	1	P 1 9 の次
	2 2 - 2	1	22-2 から 22-3 まで	1	P 22-1 の次
	3 5 から 3 6 まで	1	3 5 から 3 6 まで	1	P 3 4 の次
	4 1 から 4 2 まで	1	4 1 から 4 2 まで	1	P 4 0 の次
	4 9 から 5 0 まで	1	4 9 から 5 0 まで	1	P 4 8 の次
	5 5 から 5 6 まで	1	5 5 から 5 6 まで	1	P 5 4 の次
	6 1 から 6 4 まで	2	6 1 から 6 4 まで	2	P 6 0 の次
第 2 部	5 から 8 まで	2	5 から 8 まで	2	P 4 の次
	2 5 から 2 6 まで	1	2 5 から 2 6 まで	1	P 2 4 の次
	3 1 から 3 2 まで	1	3 1 から 3 2 まで	1	P 3 0 の次
	3 5 から 3 6 まで	1	3 5 から 3 6 まで	1	P 3 4 の次
	4 5 から 4 6 まで	1	4 5 から 4 6 まで	1	P 4 4 の次
	4 9 から 5 0 まで	1	4 9 から 5 0 まで	1	P 4 8 の次
第 3 部	5 から 6 まで	1	5 から 6 まで	1	P 4 の次
	1 1 から 1 6 まで	3	1 1 から 1 6 まで	3	P 1 0 の次
第 4 部	5 から 6 まで	1	5 から 6 まで	1	P 4 の次
	1 5 から 1 6 まで	1	1 5 から 1 6 まで	1	P 1 4 の次
第 5 部	7 から 1 0 まで	2	7 から 1 0 まで	2	(2) 中見出しの次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

3. 給水方式

(1) 直結式給水

① 3階建てまでの直結給水

直結給水は、3階までとする。ただし、給水管の末端等から分岐して給水する3階建築物については、事前に管理者との協議を必要とする。

② 4から5階建てまでの直結給水

配水管最小動水圧が0.3MPa(3.0kgf/cm²)以上確保可能区域にある4から5階建てまでの建築物については、事前協議を行い管理者が別に定める「中層建築物直結給水取扱」の基準に適合しているものに限って、直結給水を認めるものとする。

(2) 受水槽式給水

① 受水槽式給水としなければならない場合

ア 地上4階以上の建造物に給水しようとする場合。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

イ 病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも、給水の確保が必要な場合。

ウ 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。

エ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。

オ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。

カ その他管理者が必要と認める場合。

② 共同住宅等の受水槽式給水の取扱

建築物の用途が住居である共同住宅等の場合、受水槽以下の給水設備が、管理者が別に定める「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱」等の基準に適合している場合は、管理者がメーターを貸与し各戸検針を行うことがある。

(3) 直受併用式給水

3階までは直結、4階以上は受水槽式として併用の給水方式とすることができる。ただし、管理者が別に定める「中層建築物直結給水取扱」「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱」の基準に適合している場合は、この取扱によるいずれかの給水方式を選択することができる。

4. 計画使用水量

(1) 計画給水量の算定

① 基本事項

ア 給水栓その他の用具の用途別使用水量とその同時使用率を考慮した水量または業態別使用水量等から、いずれかの適当な方法で求めるものとする。

イ 給水栓の標準使用水量

(ア) 口径13mm給水栓 120 /分/栓

(イ) 1戸あたり 180 /分/戸 (アパート, 団地等給水管等)

(ウ) 口径25mm以上給水栓 用途別使用水量とする。

ウ 計画給水量の算定に際し、当該取扱に記載のないものは、財団法人給水工事技術振興財団発行の手引きまたは空気調和衛生工学便覧等による。

② 直結式給水量

ア 給水栓数が31個以上または使用水量が家庭用と比較にならない営業用(一般用)等の同時使用率は、使用実態に合わせた明確な根拠で求めるものとする。

イ 1棟で玄関が共用の2世帯住宅建物で、各階に風呂を含めた1世帯の設備がある直結給水の場合は、各階ごとにメーターを設置することを原則として水量計算をする。

事情があつて同一世帯とする場合は、各階ごとに同時使用給水栓数を求めた上、合計した給水栓数で使用水量を求める。

ウ 1階が店舗で2階に同一使用者の住居がある、店舗等併用住宅の直結給水の場合は、全給水栓数をもとに同時使用給水栓数を求めることを原則とするが使用時間の実態が明らかに区分されるときは、住居部分と店舗等部分のいずれか使用水量の多い方を、全体の使用水量とする。

(ア) 主として一般家庭の直結給水の場合

用途別使用水量×同時使用率栓数

(イ) 一般住宅の給水本管(共同管)の場合

1戸当り平均使用水量×戸数×同時使用戸数率

③ 受水槽式給水量

ア 受水槽への給水量は、直結式と異なり、使用時間、使用水量および受水槽容量を配慮したものでなければならない。

イ 受水槽への給水は、付近配水管に水圧変動、水衝作用等の影響を及ぼさないよう、給水管の口径、流入時間を十分考慮しなければならない。

ウ 受水槽への給水の用具は、ボールタップ、定水位弁などであるが、水衝作用を起こさないものを選定する。

エ 受水槽への給水量調節は、定流量弁、流入調整弁等を設置するものとする。

(ア) 1日最大使用水量は、使用時間、用途に応じて
業態別1人1日当り使用水量×使用人員
建物単位床面積1㎡1日当り使用水量×床面積

(イ) 受水槽の給水量 = 1日最大使用水量 ÷ 使用時間

(ウ) 受水槽容量 = 1日最大使用水量 × 4 / 10 ~ 6 / 10

(エ) 高置槽容量 = 1日最大使用水量 × 1 / 10

(2) 設計水圧

直結3階までの給水装置の設計に適用する配水管最小動水圧は、0.2MPa (2kgf/cm²)とし、配水管の動水圧が0.2MPa (2kgf/cm²)以下の場所にあつては現状の最小動水圧とする。

ただし、5階直結給水可能地域の配水管最小動水圧を0.25MPa (2.5kgf/cm²)とすることができる。

なお、4から5階の直結給水については、「中層建築物直結給水取扱」に定める取扱による。

(3) 給水管口径の決定

① 基本事項

ア 給水管の口径は、管理者が定める配水管の水圧において計画使用水量を供給できる大きさにすること。

イ 水理計算にあつては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メーター口径等を算出すること。

ウ メーター口径は、計画給水量に基づき、管理者が使用するメーターの使用流量基準の範囲内で決定すること。

② 損失水頭

ア 給水装置の管内を水が流れるとき、管、用具および分岐や接合箇所での摩擦損失が生じ、水の流れを阻害し、水圧低下や水量不足をきたすため、損失水頭を求め、その総和が配水管最小動水圧 (水頭) 以下となるよう給水管の口径を決定し、適正な水圧、使用水量が確保できるよう設計する。

イ その他、管の流入、流出口、管の曲がり継ぎ手の損失水頭は、影響が少ないので計算上省略できる。

ウ メーター、水栓類、管継手類、分岐等の損失水頭は、用具類の損失水頭と同じになる直管の長さに換算し、給水管の総延長として計算する。

エ 損失水頭の水理計算は、配水管等の分岐から末端水栓までとする。

オ 管の摩擦損失水頭の計算は、次の公式または流量図表により行う。

(ア) 口径50mm以下の給水管の場合 ウェストン公式

(イ) 口径75mm以上の給水管の場合 ヘーゼン・ウィリアムス公式

流速係数 $C = 110$

③ 管内流速

管内流速は、原則として2 m/秒以下とする。

④ 給水栓数の取扱

一般住宅およびこれに類似する建築物は、次の給水栓を減じて給水栓総数とすることができる。給水栓口径は13 mmとする。

ア トイレ内の1栓を超える給水栓

イ 浴室内およびユニット装置内の1栓を超える給水栓（湯沸器は除く）

ウ 屋外の散水栓1栓。ただし、2栓以上の場合は、1栓とする。

エ 歯科ユニットは、5台までを1栓とし、6台から10台まで2栓とする。

⑤ 損失水頭計算書の提出

設計審査申請書に損失水頭計算書の添付を必要とする給水装置工事は、次のとおりとする。

ア 4から5階建て建築物に直結給水する工事。

イ 給水管の末端等から3階建て建築物に直結給水する工事。

ウ 開発行為および2戸または2箇所以上が共同で専用使用する給水管を布設する工事。

エ 大量の使用水量が見込まれ、配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのある建築物等に給水する工事。

オ その他、管理者が必要と認める工事。

⑥ 使用する給水管の口径（分岐からメーターまで）

ア ポリエチレン管および内外面ライニング鋼管は、口径13、20、25、40、50 mmとする。

イ ダクタイル鋳鉄管は、口径75、100、150、200、250、300、350 mmとする。

⑤ メーターの選定等

ア 新たに設置するメーターの器種は、原則として口径13mm～口径40mmは直読メーター、口径50mm以上は電子式遠隔表示装置付水道メーター（以下「電子メーター」という。）とする。ただし、営業所管内に設置するメーターの器種は、原則として電子メーターとする。

イ 管理者が採用するメーターの器種は、次のとおりとする。

メーター機種一覧



⑥ メーター口径

メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

水道メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター形式	定格最大流量 Q ₃ (m ³ /h)	計量範囲		適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量		一日あたり使用時間流量			一ヶ月当たり 使用量 (m ³ /月)	給水栓数	同時使用栓数 瞬時的 使用時
			Q ₃ /Q ₁	R		一日一時間以 内使用の場合	10分/日以内 使用の場合	一日使用時間の 合計が5時間	一日使用時間の 合計が10時間	一日24時 間使用のとき			
13	接線流	2.5	100		0.1~1.0	1.5	2.5	4.5	7.0	12.0	100.0	~4	2 3
20	"	4.0	100		0.2~1.6	2.5	4.0	7.0	12.0	20.0	170.0	~15	4 5
25	"	6.3	100		0.23~2.5	4.0	6.3	11.0	18.0	30.0	260.0	~20	5 8
40	たて形軸流	16.0	100		0.4~6.5	9.0	16.0	28.0	44.0	80.0	700.0	~30	6 22
50	電子式 たて形軸流	40.0	100		1.25~17.0	30.0	40.0	87.0	140.0	250.0	2,600		
75	"	63.0	100		2.5~27.5	47.0	63.0	138.0	218.0	390.0	4,100		
100	"	100.0	100		4.0~44.0	74.5	100.0	218.0	345.0	620.0	6,600		
150	電磁式	400.0	160		2.5~400.0	400.0	400.0	2,000	4,000	7,800	234,000		
200	"	630.0	160		3.94~630.0	630.0	630.0	3,150	6,300	13,680	410,000		

⑦ メーター口径の減径

建物改造，営業用から家庭用への用途変更などにより，既設メーターの口径を減径する場合は，直近の使用水量の実績が，減径するメーター口径のメーター型式別使用流量基準表の範囲内であること。

⑧ メーター設置配管

メーターおよび逆止弁を設置する場合，次にあげる寸法表および標準配管図をもとに施工すること。

ア メーター設置までの仮接続の措置

メーターを設置するまでの間，取付箇所に管理者が貸与するスパンゲージ棒を設置すること。

イ スパンゲージ棒の取扱

(ア) 管理者が貸与するものおよび承認を得たもの以外を使用してはならない。

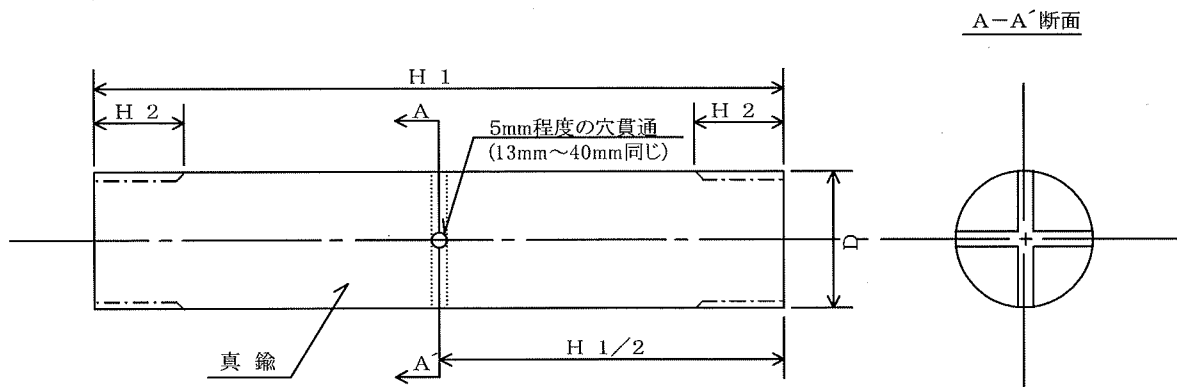
(イ) 給水装置工事申込の際に貸与する。

(ウ) 完成立会検査のとき管理者に返納する。

(エ) 亡失またはき損したときは，貸与品と同様のものを製作し返納する。

スパンゲージ棒 詳細図

φ13mm～40mm用(スパンゲージ棒)



口径	H 1		H 2		D(mm)	使用する材料の径
	長さ(mm)	長さの許容	長さ(mm)	ネジの呼び		
13	100	+0	14	PF3/4	26.441	27
		-0.5				
20	190	+0	16	PF 1	33.249	34
		-0.5				
25	225	+0	18	PF1/4	41.910	42
		-0.5				
40	245	+0	26	PF 2	59.614	60
		-0.5				

ウ メーター設置配管

(ア) 口径13mmから25mmまでは，GLから45cmとし鳥居型配管を原則とする。ただし，複数のメーターを設置する場合は，GLから65cmとし直線型配管にすることができる。

(イ) 口径40mm以上は、直線型配管を原則とする。

エ メーターおよび逆止弁寸法表

(ア) メーター接続寸法 (口径13mm～50mm)

a 寸法算出基準

(a) 伸縮型甲止水栓は、協会型規格の伸縮ソケットのびきり寸法とした。

(b) ねじ込み部分は、100%の入り込みとした。またパッキン厚さは無視する。

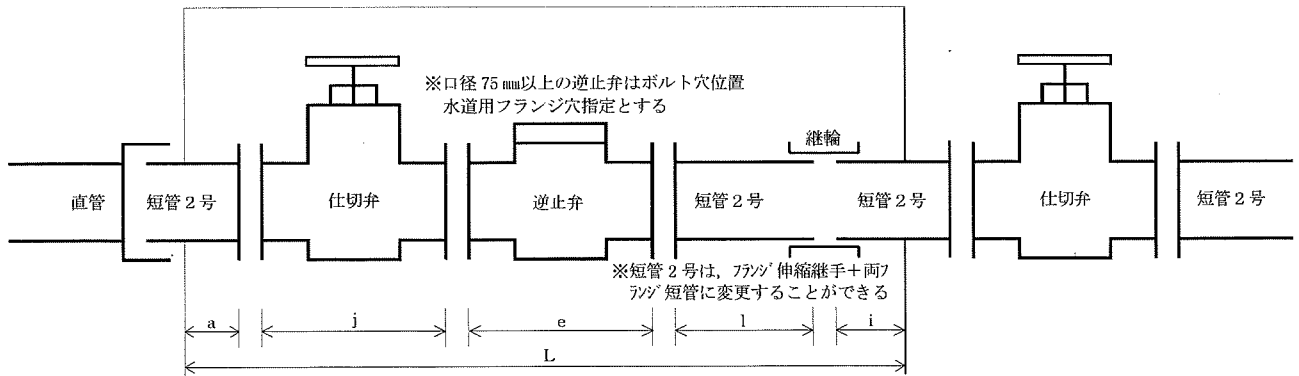
b 口径別横寸法表 (単位 mm)

口径	予備代 (a)	伸縮型甲止水栓 (b)	メーター (c)	エオパイプ (d)	逆止弁 (e)	スーパブル (f)	ニップル (g)	フランジ (h)	予備代(材) (i)
13	35	112	100	50	—	—	—	—	35
20	40	130	190	60	77	65	—	—	40
25	45	143	225	70	85	70	—	—	45
40	50	164.5	245	90	124	90	30	—	50
50	60	211	560	—	125	100	30	25	60

c 接続別寸法表 (単位 mm)

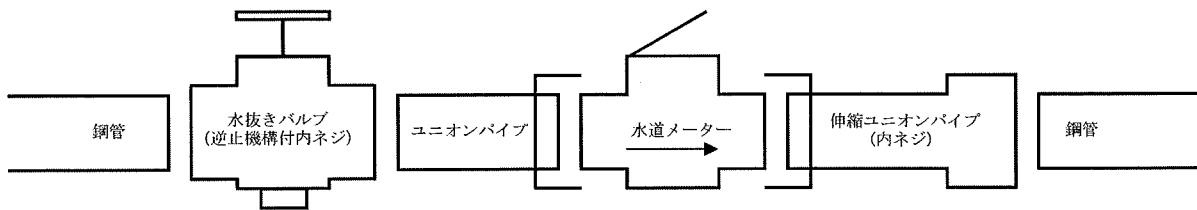
口径	メーターのみ設置 $L=a+b+c+d+i$	メーター・逆止弁設置 $L=a+b+c+e+d+f+i$	逆止弁のみ設置 $L=a+b+g+e+d+f+i$
13	332	—	—
20	460	602	—
25	528	683	—
40	599.5	813.5	598.5
50	$916(a+b+c+h+i)$	$1,201(a+b+c+h+g+e+g+f+i)$	$641(a+b+h+g+e+g+f+i)$

- (#) 口径75mm以上 1～5階直結の逆止弁のみ設置配管
 ※一建物に複数のメーターを設置する場合。

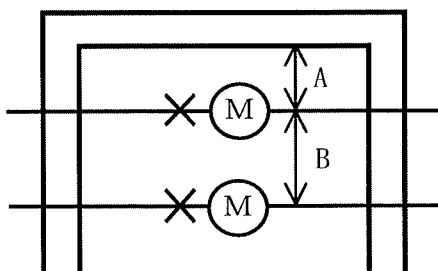


カ 管理者が認める中層建築物の直結給水および受水槽式給水による共同住宅等の特例検針建物の場合の設置配管標準図（屋内設置）

- (ア) 口径20～25mm共同住宅各戸パイプシャフト内のメーターと逆止弁の設置配管（水抜きバルブは、逆止機構付内ネジ型の丸ハンドルとする。また伸縮ユニオンパイプは、内ネジ型とする。）



キ 複数のメーターを同一箇所を設置する場合のメーター間の適正寸法は、以下のとおりとする。



口径	13mm	20mm	25mm	40mm
A寸法（単位 mm） 側面よりメーターまでの最低寸法	75以上	75以上	100以上	150以上
B寸法（単位 mm） メーター間最低寸法 取替作業最低寸法	150以上	150以上	200以上	300以上

⑨ メーターボックス等の設置

ア メーターは、メーターボックスの中心線上に位置するよう設置すること。

イ メーターボックスは、沈下することがないように十分に基礎を堅固にし、また凍上のおそれがある場所については、位置のずれや傾斜をきたさないようにすること。

ウ メーターボックス内に雨水、汚水等が流入しないよう、設置すること。

エ メーターを鳥居配管とする場合は、エルボ部分にメーターボックスがかからないよう設置すること。また止水栓、仕切弁のネジ部およびフランジ部分に、メーターボックスがかからないよう据え付けること。

⑩ メーターボックス等の構造

ア メーターボックスは、鋳鉄製、合成樹脂製（FRP、ABSなど）またはコンクリート製の管理者が認めたものとする。

イ 屋外にメーターを設置する場合は、管理者の指定する保護ボックスを取り付けること。

ウ メーターを複数同一箇所に設置する場合、コンクリート製のピット等を作製してよいものとする。この場合蓋は、検針およびメーターの取替が容易な構造とし、大きさおよび防寒、防水等防護措置については、管理者と十分打ち合わせる事。

エ メーターボックス寸法と対応メーター口径は、次のとおりとする。

名称	対応口径	メーターボックス内寸法 (単位mm)			摘要
		L () は上部寸法	W () は上部寸法	H	
A-中	13mm~20mm	(420)480	(320)380	450	各口径1個のみ設置
A-大	25mm	(535)610	(320)395	450	〃
B-2	13mm~40mm	700	400	650	13mm 4個設置 20mm~25mm 2個設置 40mm 1個設置
KB-2	13mm~40mm	720	460	650	13mm~20mm 4個設置 25mm 2個設置 40mm 1個設置
B-3	13mm~40mm	700	600	650	13mm~20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 2個設置
KB-3	13mm~40mm	900	660	650	13~20mm 6個設置 25mm 4個設置 40mm 3個設置
B-4	13mm~50mm	1,000	600	650	13~20mm 6個設置 25mm 5個設置 40mm 3個設置 50mm 1個設置
T-1	50mm	1,260	760	900	各口径1個のみ設置
T-2	75mm~100mm	1,560	760	900	〃
T-3	150mm	1,800	900	1,150	〃
保護ボックス	13mm~25mm	540	390	200×300	軽量コンクリート製(Aボックス同時使用)
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	ABS製
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	縞鋼板製(枠付き)

③ 消防用設備

消防法および同法施行令ならびに同法施行規則に規定する消火設備の設置は、受水槽式給水とする。また、同法令に基づく小規模社会福祉施設に対して設置する水道連結型スプリンクラー設備については、給水装置工事の取扱いにより直結式給水とすることができる。

なお、私設防火水槽および地上式消火栓については、私設消火栓等の取扱いの基準により設置する。

④ 冷凍機・冷房機

断水による損害が生じやすいため、受水槽式給水とする。

⑤ 洗米機・ボイラー等

飲用に供されない器具は、受水槽式給水とする。

⑥ 水道直結即湯システム

循環給湯方式であるため、使用圧力について事前に管理者と協議を行うものとし、施工方法および性能基準適合証明等を確認する。なお、管理上の責任に関する確認書を提出する。

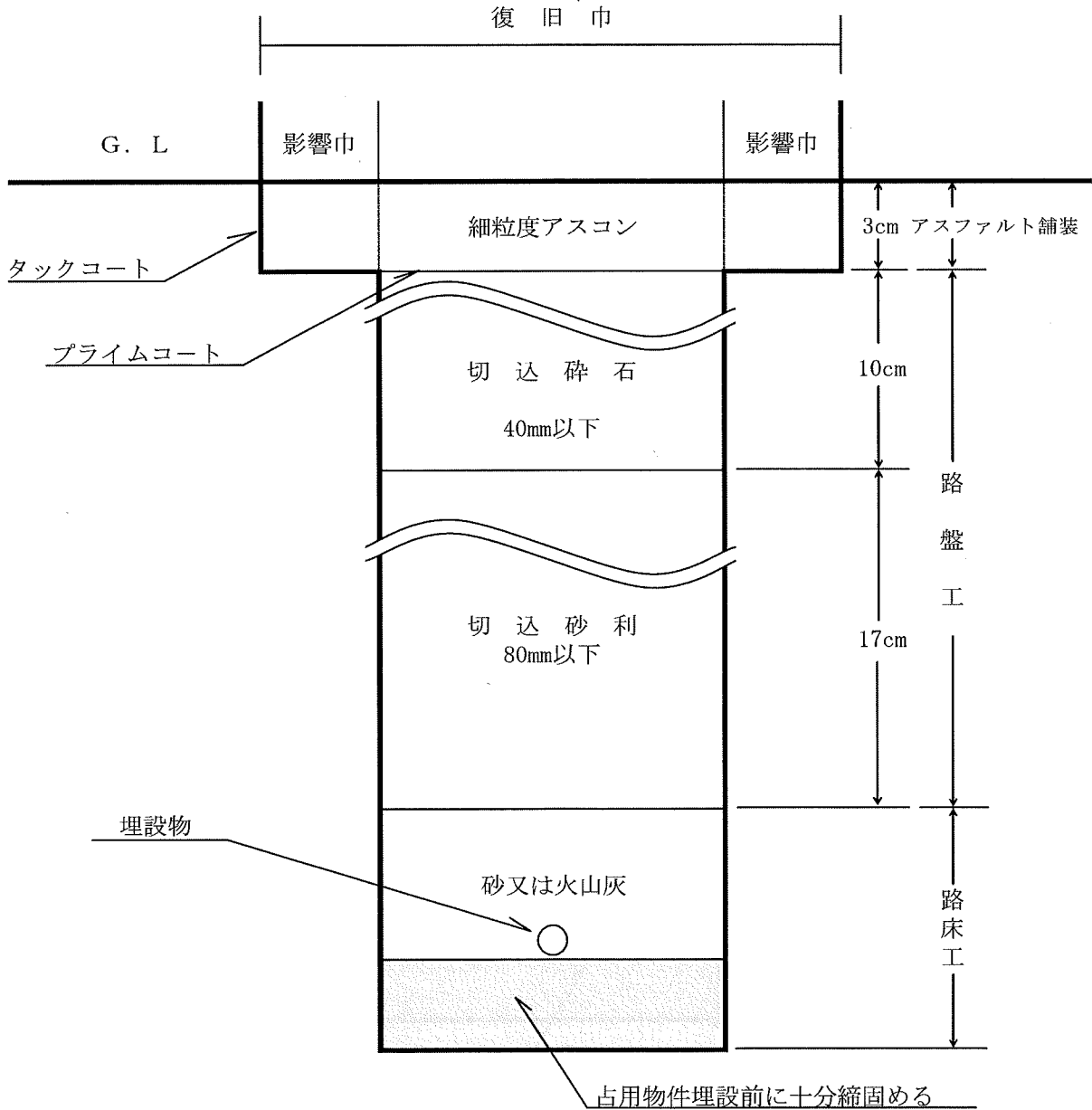
⑦ 太陽熱温水器

太陽熱温水器の種類	設置上の取扱い
①間接加熱式 (強制循環式) ②直接加熱式 (自然流下式) ③直接加熱式 (強制循環式)	1 集熱器、貯湯タンクは、各々が給水装置用材料に該当するため、性能基準適合品を使用する。 ③直接加熱式(強制循環式)の循環装置は集熱器または貯湯タンクとセットで指定している。 2 貯湯湯沸器と同様に減圧弁、逆止弁、安全弁を設置する。
④汲置き式 ⑤自然循環式 ⑥受水タンク式 (強制循環式)	1 この方式は、受水タンク以下装置によって給水する方式であることから、温水器としては給水装置用材料に指定していない。(受水タンク内のボールタップまで給水装置の適用) 自然循環式の場合、受水タンクと貯湯タンクが同一であることからボールタップのフロートの材質はこれに適したものとする。 2 この温水器の給湯と直結水との器具による混合は認めない。

⑧ その他の器具等

給水装置に使用するものは、性能基準適合が証明されたものでなければならない。

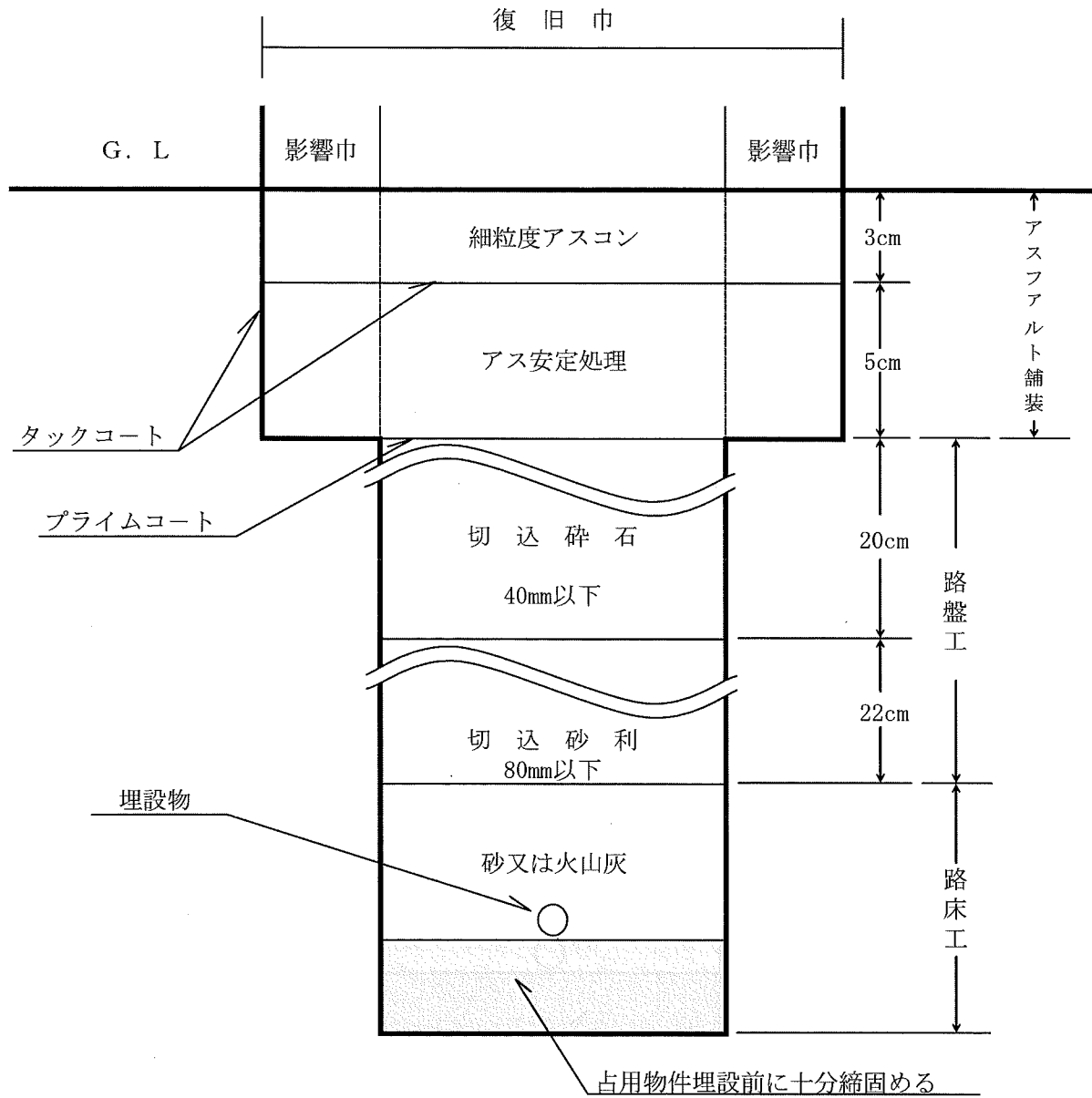
その他一般道路 (歩道)



(歩行者のみ)

その他一般道路

(歩道)



(車両通行帯)

(ア) エンジンカッターによる切管作業

作業前に使用するエンジンカッターと道具の点検を行い、砥石の湿り、損傷、締付け、ナットのゆるみのないことを確認し、付近に引火物がなく、安定した作業体位が確保できる場所を選定し、正確に行うこと。特に夜間行う場合、騒音に配慮しなければならない。

(イ) メタルソー切断機（パイプカッター）による切管作業

手動式と動力式があり、切断機および溝切り兼用機がある。作業前に必ず切断機の点検を行い、作業中にずれないように確実に固定すること。

切断機、および溝切り兼用機の種類と用途（参考）

切断機の種類 溝切り	切断の方法 溝切り	動力源	駆動方式	切断・溝切りの 可能口径	材質		切断条件		溝切
					FC管	DCI管	既設管	陸切り	
1. エンジンカッター (ハンドカッター)	薄い特殊砥石を高速回転させ、機械を手で保持しきり進み切断する。	ガソリンエンジン 6PS	Vベルト駆動	各社 φ75～φ1000	○	○	△	○	×
		A. C1/4HPの 電動式あり	歯車直結式	P社 φ75～φ200	○	○	△	○	×
2. メタルソー 切断・溝切り機 (可搬式)	管外周にチェーンを巻き付け、それをガイドにしてカッターで管厚さを一度に切り込み、一周すると切断溝切りができる。自動送り装置付き。	ガソリンエンジン 8PS	油圧モーター	C社 φ600～φ1500	○	○	○	○	○
		"	フレキシブル シャフト	O社 φ150～φ2600	○	○	○	○	○
		電動機 3相220V. 15W	Vベルト駆動	Y社 φ700～φ2600	○	○	△	○	○
		ガソリンエンジン 6PS	フレキシブル シャフト	F社 φ150～φ600	○	○	○	○	○
		電動機 3相220V. 15W	歯車直結手送り	K社 φ75～φ200	○	○	○	○	△

備考 ○：可能

△：なんとか切れる

×：不可能

カ 曲げ配管

曲部箇所には、曲管を使用する。なお、継手箇所において振る（曲げる）ことができる最大角度は、次表のとおりとする。

許容曲げ角度表

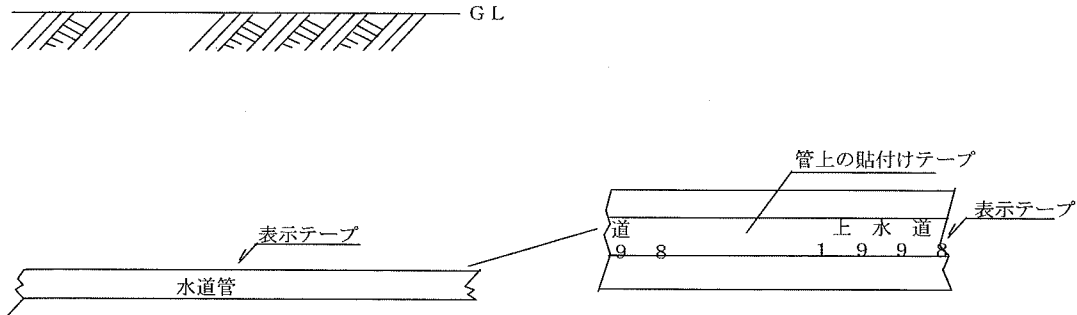
口径(mm) 継手の形	75	100	150	200	250
K形	5°	5°	5°	5°	4°
NS形	4°	4°	4°	4°	4°

キ 管の明示

管の誤認を避けるため、埋設管には、布設年次等を明示するテープを貼付けること。

口径75mm以上の管には、道路法施行規則に基づき管上に表示テープ（地色一青，文字一白）を貼付けること。

表示テープ敷設（例）



ク 腐食防止

地中に埋設されている铸铁管は、管の内面は水に、外面は湿った土壌または地下水などの電解質に常に接しているため、化学的な作用によって腐食（自然腐食）が発生し、電気鉄道に接近して埋設されている場合は、その軌条から地中に流れでた電流の電気分解作用による電解腐食（電食）などを受けやすい。

腐食防止の措置としては、0.2mm厚のポリエチレンチューブを継手部分も含めて管体にかぶせて埋設するポリエチレンスリーブ法がある。

施工上の留意点としては、スリーブと管の隙間に、入った侵入水の移動を最少限にとどめ、またスリーブの傷を少なくすること。また、スリーブによって被覆された管および弁類などの埋戻しは、スリーブへの損傷を最小限にとどめるよう注意して行い、埋戻し土に大きな石が含まれないように注意すること。

ケ その他

口径75mm以上の給水管を布設しようとするときは、給水装置の維持管理上必要なことから、原則として、配水管の分岐部に仕切弁を設け、弁きょうを設置すること。

② ポリエチレン管施工基準

ア 水道用ポリエチレン二層管

(ア) 耐候性を向上させるため、カーボンブラックを含有している水道用ポリエチレン管は、水質によって内面に水泡が発生し、時間の経過とともに、極薄い内面薄利が生じる恐れがある。これらを防止するため、2層管のJIS K 6762とする。

(イ) ガソリンスタンドや灯油タンクなど有機溶剤の浸透の恐れのある場所においては、金属管を使用しポリエチレン管、塩化ビニル管の使用は避けること。やむを得ず使用する場合には金属性のサヤ管で防護すること。

エ 水抜き栓の種類と操作

(ア) 不凍水抜き栓

給水管路の途中に設置し、給水装置の管内の水を地中に排出し、凍結防止するもので、それぞれの配管系統ごとに設置するもの。

寒冷地では、積雪により冬期間メーターの一次側にある止水栓が使用できなくなるため立ち上がり管の損傷等の修繕の場合に使用することが多い。

一度のハンドル操作で止水と排水が同時にできるものである。

(イ) 電動式不凍水抜き栓

ハンドルに変わり電動式の駆動部（モーター）を取り付け、操作盤のスイッチにより水抜き操作を行うものである。（図-2）

(ウ) 函館市型防寒止水栓

改良を重ね5種類のものがあり、現在も相当数設置されているが、平成2年に製造を中止した。

修繕用のスピンドル、パッキンおよびスピンドルとカバーがセットになった上部部品（口径13・20mm）は、函館管工事業協同組合が窓口になって取扱っている。

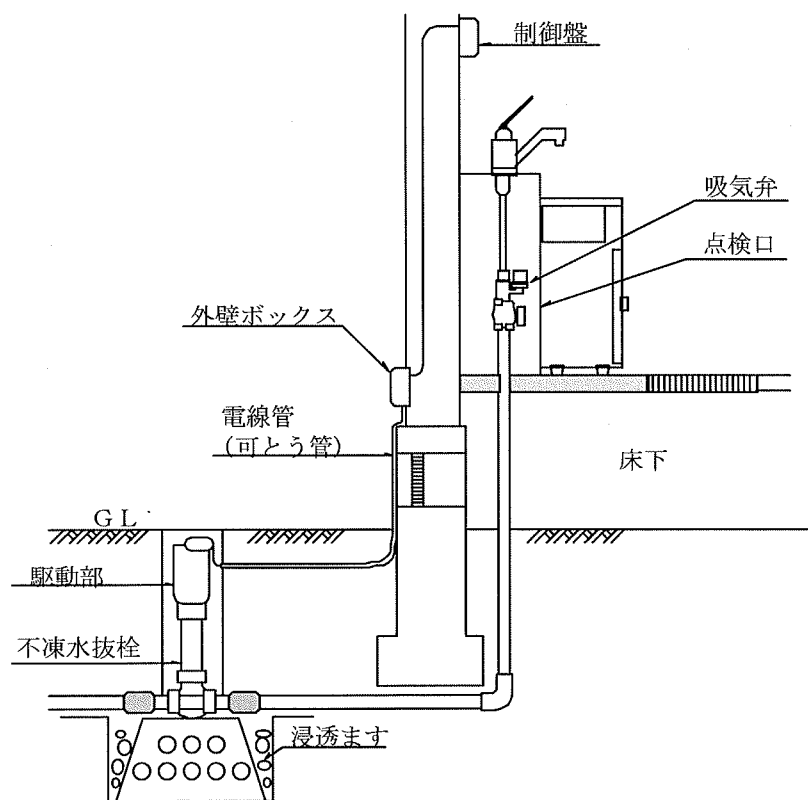


図-2 電動式不凍水抜き栓の設置

(エ) 水抜きバルブ

水抜きバルブは、地下室またはピット内等で不凍水抜栓を設置できない場合に取付け、水抜き操作をするバルブである。排水は用具本体の排水口に配管を接続して、浸透ます等に放流する。(図-3)

オ 水抜き用の給水用具の設置

(ア) 給水装置の構造、使用状況および維持管理を踏まえ選定すること。

(イ) 操作および修繕等が容易な場所に設置すること。

(ウ) メーター下流側で屋内立上り管の間に設置すること。

(エ) 汚水ます等に直接接続せずに、間接排水とすること。

(オ) 排水口は、凍結深度よりも深くすること。

(カ) 排水口付近には、水抜き用浸透ますの設置又は切込砂利等により埋め戻し、排水を容易にすること。(図-2)

(キ) 水抜き用の給水用具以降の配管は、管内水の排水が、容易な構造とすること。

a 用具類への配管は、できるだけ鳥居型配管やU字型配管を避け、先上がりの配管とすること。

b 先上がり配管および埋設配管は1/300以上の勾配とし、露出の横走り配管は1/100以上の勾配をつけること。

c 末端給水栓に至る配管がやむを得ず先下がりとなる場合には、水抜き操作をしても給水栓弁座部に水が残るので、注意して配管すること。

d 配管が長い場合には、万一凍結した際に、解氷作業の便を図るため、取り外し可能なユニオン、フランジ等を適切な箇所に設置すること。

e 配管途中に設ける止水栓類は、排水に支障のない構造とすること。

f 給水栓はハンドル操作で吸気をする構造(固定こま、吊りこま等)とすること。または、吸気弁を設置すること。(図-2)

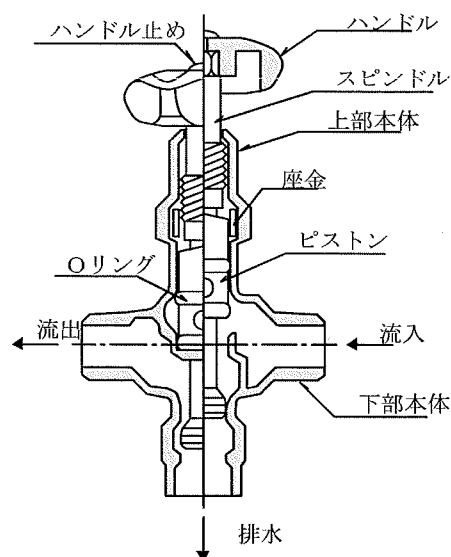
g やむを得ず水の抜けない配管となる場合には、適正な位置に空気流入用または排水用の栓類を取付けて、凍結防止に対処すること。

h 水抜きバルブ等を設置する場合は、屋内またはピット内に露出で設置すること。

カ 防寒措置

(ア) 防寒措置は、配管の露出部分に発泡スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等を施すものとする。(図-4)

また、その巻厚は次表を参考とすること。



6. 製図

給水装置の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工および工事費積算の場合の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料である。

従って統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものであることが要求される。

図面は、設計、施工および工事費積算のための「設計図」と、工事の検査および維持管理のための「竣工図」に大別される。

(1) 作図方法および様式

① 方法

ア 作図するにあたっては、方位を明示するとともに北を上にするを原則とする。

イ 作図する図面の種類は、位置図、平面図、立体図および詳細図とするが、受水槽式給水方式の場合は、受水槽および高置タンクならびに受水槽以降の構造図、各種付帯設備の配置図を作成する。

ウ 表示記号は、(2)の表示記号を標準とする。

エ 縮尺は1/100を標準とし、これによりがたい時は1/50～1/500の範囲内とする。部分的に詳細を必要とする時は、拡大して表すこと。

オ 文字は、明瞭に体裁よく書き、数字は方向と位置を注意し、特に小数点は正確に記入すること。

カ 管などの長さの単位はm（小数点第1位まで記入）とし、口径の単位はmmとする。ただし、鋼管、給水栓、バルブ等については、AまたはB寸法で表示すること。

② 位置図

位置図については、施工場所が関係者等に一目で理解できるよう位置目標となる道路状況および主要な建物等を明示すること。

③ 平面図

平面図には、次の事項を明示すること。

ア 建物の位置（民地界、道路界からのオフセット）

イ 給水栓等給水用具の取付位置

ウ 配水管からの分岐位置および止水栓等のオフセット（3点から測定）

エ 布設する管の位置、管種、口径および延長ならびに防護工法

オ 材料および用具の別

カ 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道区分、公道および私道の区分）

キ 分岐される配水管および給水管等の管種、口径

ク 原則として既設管は細く、新設管は太線書きとする。なお、給水・給湯管を別書にすることができる。

④ 立体図

立体図は、平面図に表すことができない配管状況を立体的に表示するもので次の方法で作図すること。

ア 縮尺は、寸法に関係なく必要としないが、寸法に相応したものとし、全体が装置の形状を表現するようバランスのとれたものとする。

イ 水平埋設管は、図面に水平または原則として 45° の傾斜とし、立上がり管は、垂直に書くこと。

ウ 水栓類、用具等を表示記号によって記入すること。

エ 管種、口径、延長および防護工法等を記入すること。

⑤ 詳細図

詳細図を必要とする箇所は、次のとおりとする。

ア メーター設置（鳥居型および直線型の配管状況）

イ 鋳鉄管布設

ウ 受水槽設置（吐水口空間、HWL、LWL、有効水位等）

⑥ 様式

記入する用紙は、原則として所定のAサイズ図面を用いて作成すること。

ア 設計図は、原則としてA3サイズで「分岐から末端給水栓まで」を作成する。

イ 竣工図は、「分岐からメーターまで」は原則としてA4サイズで作成し、「メーターから末端給水栓まで」は原則としてA3サイズで別々に作成する。

ウ 宅地造成等による図面作成については、原則として、A3サイズとする。

なお、書ききれない場合等、特に事情のある場合はA2サイズとすることができる。

⑦ その他

提出する図面等は、原則として上質紙とし、電子式複写機を用いて作成すること。

(2) 分岐工事等の立会検査

① 分岐工事および分岐止工事の立会検査区分

指名給水装置工事主任技術者（以下「指名主任技術者」という。）の立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径 (mm)	分岐する管	口径 (mm)	分岐材料	立 会 検 査		
					公道	私道	宅地内
鑄 鉄 管	75～350	ポリエチレン管	20, 25	サドル付分水栓	○	×	×
			40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	○	×	×
		鑄鉄管	75 以上	割丁字管	○	○	○
※その他、管理者が必要と認めるものについては、立会検査を行う。							

② 分岐工事の時期

ア 分岐穿孔は、給水装置工事の最終工程で行うことを原則とする。

イ 開発行為等の給水装置工事の配水管からの分岐穿孔工事は、給水管布設後の最終工程とするが、特別な事情がある場合についてはこの限りでない。

(3) 通水作業の立会検査

① 通水作業の立会検査区分

指名主任技術者立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径(mm)	取出管口径(mm)	分岐材料	立会検査
鑄鉄管	75～350	20, 25	サドル付分水栓	×
		40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	×
		75以上	割丁字管	○
ポリエチレン管	13～50	13～25	サドル付分水栓	×
		同口径分岐	ポリエチレン管用チーズ	×
※その他、管理者が必要と認めるものについては、立会を行う。				

② 通水方法

ア 口径50mm以下の場合

- (ア) 口径50mm以下の給水管の通水作業を行う場合は、出水量を調整しながら分岐部分において、一度排水を行う。その後、管を接続し、管の末端で再び出水量を調整しながら管の洗浄を行う。(ただし、開発行為等により布設される口径40, 50mmを除く。)
- (イ) 開発行為等により布設される口径40, 50mm
- a 通水作業を行う前に、管洗浄用水計測メーター(以下「管洗浄用メーター」という。)の払い出しを受ける。
 - b 穿孔作業を行い、完了後、管を接続する。
 - c 管末に管洗浄用メーターを設置する。
 - d 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を二替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止しておく。
 - e 約一日経過後、施工した指定事業者が採水し、水質試験は管理者が行う。
 - f 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、管理者に返却する。

イ 口径75mm以上の場合

(ア) ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

- a 通水作業を行う前に、立会検査日を決定し、管洗浄用メーターの払出しを受ける。
- b 穿孔作業を行い、完了後、スワブを挿入し、管を接続する。
- c 管理者の指示により出水量を調整しながら仕切弁を開けて、スワブを水圧により押出し、仕切弁を一度閉止する。
- d 管末に管洗浄用メーターを設置する。
- e 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を二替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止しておく。
- f 約一日経過後、施工した指定事業者が採水し、水質試験は管理者が行う。
- g 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、管理者に返却する。

(イ) ダクタイル鋳鉄管内面モルタルライニング

- a 通水作業を行う前に、立会検査日を決定し、管洗浄用メーターの払出しを受ける。
- b 穿孔作業を行い、完了後、スワブを挿入し管を接続する。
- c 管理者の指示により出水量を調整しながら仕切弁を開けて、スワブを水圧により押出し、仕切弁を一度閉止する。
- d 管末に管洗浄用メーターを設置する。
- e 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を一替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止し、3日間そのまま放置する。
- f 3日後、管理者の指示により、出水量を調整し、末端バルブで管内の水を三替わり排水する。
- g 排水完了後、施工した指定事業者が採水し、水質試験は管理者が行う。
- h 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、管理者に返却する。

③ その他

分岐される配水管（鋼管）等が老朽化等により、赤水や濁りが発生すると思われる場合、管理者の指示に従い、出水量を調整し通水作業を行う。

(4) 水圧試験

① 試験要領

ア 試験の圧力および加圧時間は、すべての口径に対し、約1.0MPa (10kgf/cm²) 3分間とする。

イ 試験は原則として埋戻し前に行う。

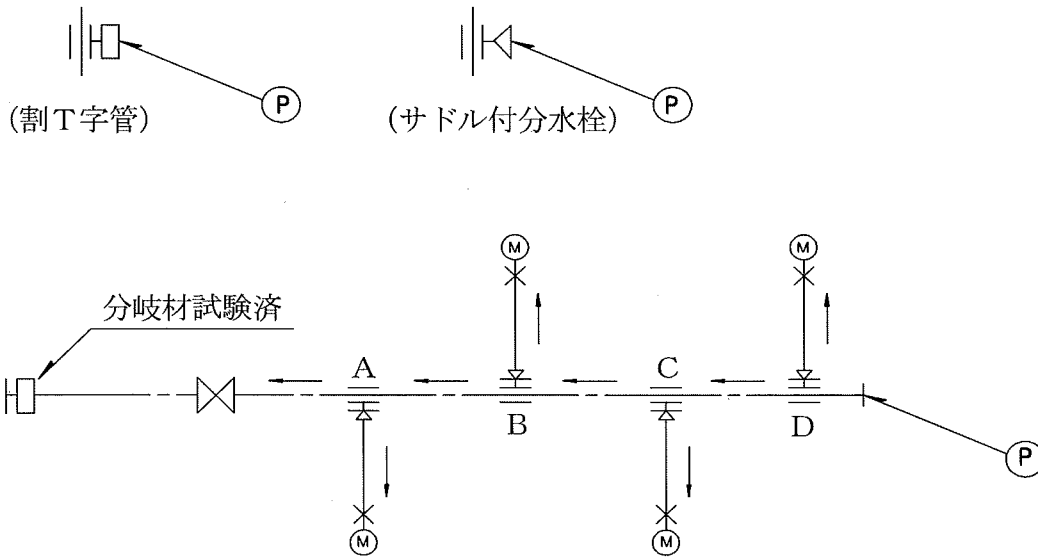
ウ 井戸水または受水槽式給水を上水道(直結式給水)に切り替えする工事は、既設管の接続までを試験要領のとおり行い、既設末端給水栓までは、試験を省略することができる。また、水道連結型スプリンクラー設備等についても、構造によっては試験を省略することができる。なお、これらの工事については、管理上の責任に関する確認書を提出しなければならない。

エ 試験は、施工者の自主試験とする。

② 試験方法

ア 分岐材の試験は、割丁字管、サドル付分水栓を取付けた後、穿孔前に行う。

ただし、アパート、団地等の工事で、管の布設中に分岐材を取付け、穿孔し、給水管布設後一括して試験ができる場合は、個々の分岐材(A、B、C、D)の試験を省略できる。(図-1参照)



(図-1)

④ 工事関係諸官公庁

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 建設課	(代)82-2111
	函館市恵山支所 建設課	(代)85-2331
	函館市樞法華支所 建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 建設課	(代)25-5087
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ	(代)22-4111
		函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部	
		予 防 課 警 防 課

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導担当に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を企業局1階窓口へ提出し手数料を納入する。
- (エ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器担当に提出する。
- (オ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(共同住宅用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(共同住宅用)」を受けて手続をする。

② 払出時期等

- ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時30分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。
設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

ウ メーター口径変更工事は、申請者の工事工程に合わせて、所定の届出書を提出する。

③ 水道メーターの貸与の特例

ア 口径50mm以上のメーターは、ボックス設置の関係から先出しとする。

イ 管理者が特に必要と認める場合は、先出しとする。なお、パイプシャフト内に各戸メーターを設置するものは、下記の表のとおりとする。

	共同住宅等の給水装置の形態	工事施工後の給水装置の形態	水道メーターの払い出し時期
新築	中層建築物直結給水	中層建築物直結給水	各戸メーター後出し
	受水槽式給水特例検針住宅	受水槽式給水特例検針住宅	参考メーター後出し 各戸メーター先出し
既設	受水槽式給水特例検針住宅	中層建築物直結給水	各戸メーター先出し
	受水槽式給水住宅 (特例検針していない住宅)	受水槽式給水特例検針住宅	各戸メーター先出し

④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱

管洗浄用メーターを設置し、水を使用する場合は、次のとおりとする。

ア 管洗浄用メーターを設置し、排水を行う者は、通水作業立会検査の申請時に「管洗浄用水使用申請書」を給排水検査担当に提出する。

イ 管洗浄用水の使用を許可する場合は、業務課長決裁とし、使用者に「管洗浄用水使用許可書」を送付する。

ウ 管洗浄用メーターは、「管洗浄用水使用申請書」の提出時に貸与する。

エ 管洗浄作業が完了し、水質試験合格の後、検査員は使用水量の確認を行う。
確認の後、給排水検査担当に「管洗浄用水使用報告書」を提出し、管洗浄用メーターの返却を同時に行うこと。

オ 「管洗浄用水使用報告書」提出後、業務課長決裁を受け、使用水量を認定し、「管洗浄用水使用料金内訳書」を調定担当に提出する。

カ 調定担当は、納入通知書を作成し、使用者に送付する。

キ 使用料金の支払は、企業局1階窓口または企業局収納取扱金融機関とする。

(4) 工事中止の申請

給水装置工事申込後、工事中止となった場合指定事業者（主任技術者）は、速やかに給排水指導担当へ取り止め届を提出すること。

(5) 給水装置工事検査申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

- (ア) 各種立会検査の申請時期は、希望予定日を前日までに業務課の地区別の「給排水立会検査予定台帳」に記入する。
- (イ) 新設工事の完成立会検査は、所有者等の入居前とする。
- (ウ) 工事完成後提出する給水装置工事検査申請書は、竣工後7日以内とし、その後行う完成立会検査は、5日以内とする。

イ 提出手続

- (ア) 各種立会検査の申請は、「給排水立会検査予定台帳」の記入によることとし、申請様式は定めない。
- (イ) 工事の竣工後に提出を必要とする伝票等
 - a メーター払出請求書
給水装置工事検査申請書の提出後、メーターの払出しを受けるときに提出する。
 - b 水道使用開始申込書（新設・改造・開栓用）
メーターの設置される新設、改造工事の場合に提出する。
水道使用開始申込書は、水道メーター払出請求書と同時に提出する。
 - c 水道使用廃止届（改造・撤去・閉栓・中止用）
新設、改造、撤去工事により既設メーターを閉栓する場合に提出する。
 - d 水道メーター返納書
新設、改造、撤去工事で取り外したメーターは、速やかに量水器担当に水道メーター返納書を添えて返納すること。
- (ウ) 工事竣工後に提出を必要とする図書等
 - a 給水装置工事検査申請書
 - b 給水装置工事 設計・（使用）材料書
 - c 給水装置工事竣工図（平面図，立体図，詳細図等）
 - d 水圧試験記録表
 - e 工事竣工検査表（指定事業者自主検査）
 - f 給水装置工事写真
 - (a) 宅地内工事写真
 - ・メーター上流側埋設深度
 - ・メーター設置状況
 - (b) 道路内工事写真
 - ・分岐穿孔
 - ・埋設深度
 - ・私道路面復旧完成
 - (c) その他

(第1号様式)

開発行為等に伴う給水装置工事事前協議申出書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長

様

申請者 住所

氏名 印

電話 () -

次の開発行為に伴う給水装置工事について、設計図書を添えて事前協議を申し出ます。

申請箇所	函館市 町 丁目 番 号
宅地面積および 宅地区画数	宅地面積 m ² (区画)
予定建築物の用途	
予定工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
設計者 住所 氏名	電話 () -
備考	
添付書類 (提出数各2部)	1 開発行為の場所および付近の見取図 2 給水施設計画平面図および造成計画平面図

事前協議内容

1. 給水施設の内容

(1) 別添計画平面図のとおり

(2) 各戸引込み管

布設する

・ 布設しない

2. 給水管等の寄付について

3. 各戸引込み管を布設する場合の維持管理

4. その他

6. 中層建築物直結給水の取扱

(1) 目的

小規模受水槽による衛生問題の解消と給水サービスの向上を図るため、地上4階以上5階までの建物（以下「中層建築物」という。）に直結給水を認める場合の取り扱いを定める。

(2) 適用基準

給水区域内の中層建築物が、次の基準に適合するものに限り、直結給水できるものとする。

- ① 対象区域は、それぞれの階数に応じた配水管の最小動水圧が年間を通じて確保できる地域とする。
 - ア 5階建て 0.30Mpa (3.0kgf/cm²) 以上
 - イ 4階建て 0.25Mpa (2.5kgf/cm²) 以上
- ② 分岐される配水管および給水管の口径が75mm未満の場合は、原則として管網が形成されていること。

(3) 対象外の建築物

中層建築物が次の場合は、受水槽式給水とする。

- ① 病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも、給水の確保が必要なもの。
- ② 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの。
- ③ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするもの。
- ④ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの。
- ⑤ その他管理者が必要と認めるもの。

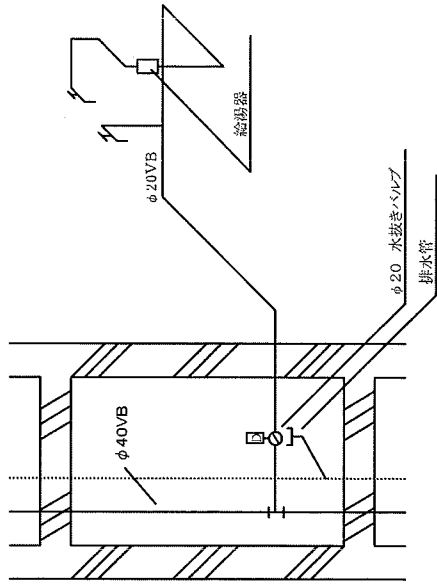
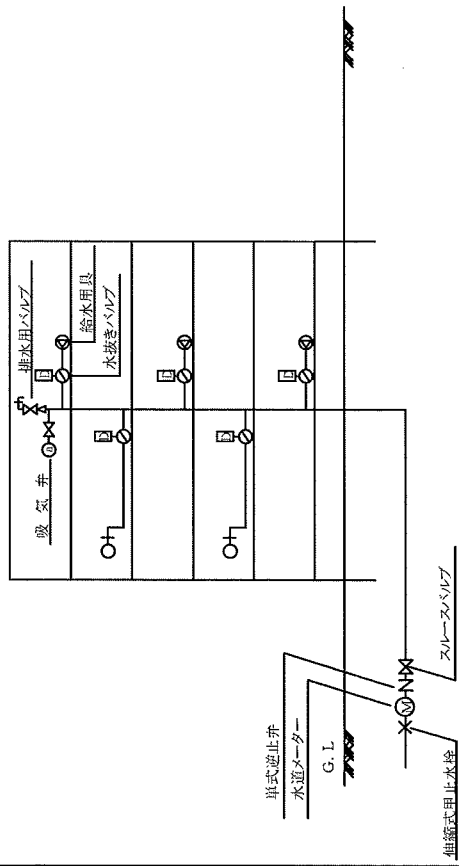
(4) 技術基準

中層建築物に直結給水するときの給水装置工事の設計および施工は、次によらなければならない。

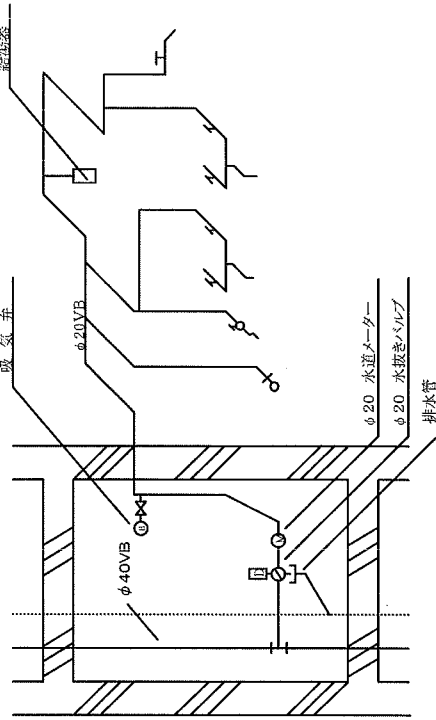
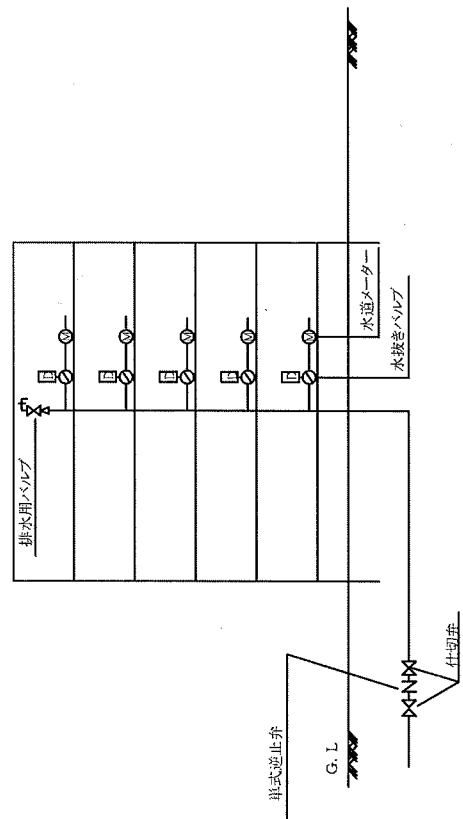
- ① 設計水圧は、(2) ①に規定するそれぞれの階数に応じた最小動水圧とし、最上階に設置する給水用具の必要水圧を確保すること。
- ② 各階に設置する給水用具の設置高さは、原則としてそれぞれの階数に応じた配水管布設道路面からの高さとする。ただし、3階建てで8m以上の高さのものは、建物の高さにより取り扱う。
 - ア 5階建 1.4m以内
 - イ 4階建 1.1m以内

- ③ 給水管の取り出し最小口径は、原則として25mm以上とし、分岐される配水管、給水管の口径未満とする。
- ④ 給水管の管内流速は、原則として2m/秒以下とする。
- ⑤ メーターの口径は次のとおりとする。
- ア 中層建築物で1戸（1事業所）に設置するメーターの口径は、20mm以上とする。
- イ 共同住宅等で3階以上の各戸に設置するメーターの口径は、20mm以上とする。
- ⑥ メーターの器種および設置位置は、原則として次のとおりとする。
- ア 器種は、直読式メーターとする。ただし、営業所管内は電子メーターとする。
- イ 中層建築物で1戸（1事業所）のものは、1階屋外に設置するものとする。
- ウ 共同住宅等で各階の各戸にメーターが設置される場合は、廊下または踊り場等に面した位置で、検針および取替が容易な、凍結のおそれのないパイプシャフト等に設置するものとする。
- なお、建物出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉できないときは、管理する者を常駐させること。ただし、常駐させることができない場合は、代替措置を講ずること。
- エ メーターの設置は、上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ型の丸ハンドル）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ型）の順に設置する。
- ⑦ メーター以下の給水管は、3階建ての建物を含み第1分岐点までメーター口径の1サイズ上のものを使用することができる。
- ⑧ 共同住宅等における給水管は、原則として次のとおりとする。
- ア 宅地内に引き込む給水管に中間止水栓および逆止弁を設置する。
- イ 立上り給水管の最小口径は、40mm以上とする。
- ウ 立上り給水管の最頂部に排水用バルブを設置する。
- エ ウォーターハンマーの発生による騒音防止のため、エアチャンバー等を設置するなど適切な措置を講ずる。
- (5) 水理計算上の特例
- 水理計算にあたっては、次により水栓数等を軽減することができる。
- ① 散水栓は、総水栓数から除く。
- ② 1戸建ての場合で3階以上に設置する給水用具がロータンク式トイレおよび手洗いだけの場合は、各階ごとに同時使用栓数を1栓とし、吐水量を60/分とする。

1. 1戸(1事業所)の配管例



2. 共同住宅等の配管例



(7) 特例検針に係る協議

- ① 設計審査と同時に特例検針を申請するときは、申請前に受水槽以下の設計図書等により事前に管理者と協議を行うこと。
- ② 「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針認定申請書」に受水槽以降の給水設備関係図書を参考として添付し、提出すること。
- ③ 提出する受水槽以降の参考図書は、次のとおりとする。
 - ア 位置図、建物平面図、配管系統図、配管立体図、パイプシャフト詳細図、メーター設置図
 - イ 受水槽等詳細図およびポンプ・受水槽配管図
 - ウ その他管理者が必要と認める書類

(8) 協定書の取り交し等

- ① 「給水装置工事申込書」および特例検針に伴う協定書等の関係書類を提出し、設計審査および受水槽以降の給水設備関係図書の確認の結果、基準に適合している場合は特例検針を認める。
- ② 現地確認および水質検査の結果後、管理者が定める「協定書」を取り交わす。なお、協定書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- ③ 管理責任者の変更届
協定を結んだ管理責任者に変更があった場合は、「管理責任者変更届」により届け出ること。

(9) メーターの払出

メーターは、第2部「メーターの受け渡し」の取扱により、払い出しする。

(10) 維持管理

- ① メーターの維持管理
 - ア メーターの貸与を受けた者は、き損、亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
 - イ 貸与を受けたメーターをき損または亡失した者は、弁償しなければならない。
 - ウ 冬期間の凍結を防止するため、適切な保温を行うこと。また、長期不在になる場合は、住居等の水抜きを行うこと。
 - エ 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居等は、管理者に届け出て各戸メーターを閉栓（取り外し）すること。また、入居する場合は、管理者に届け出てメーターを開栓（取り付け）すること。
- ② 受水槽以下の給水設備の維持管理
 - ア 管理責任者は、受水槽以下の設備について、善良な注意をもって水質の汚染または漏水のないよう維持管理すること。

イ 管理責任者は、貯水槽水道の取扱および関係法令等を遵守し、適正な管理を行い、水質の安全を図ること。

ウ 前項の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について「受水槽清掃用水使用申込書」を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

また、使用後は、「受水槽清掃用水使用報告書」を提出する。使用水量料金は、水売却の取扱により、申込者に請求する。

エ 検針の結果、異常があるときは点検調査を行う。点検により異常が確認されたときは管理者の指示に従い適正な措置を講じること。

オ 参考メーターと各戸メーターの合計に差水量が発生し、原因が漏水等による場合は、速やかに修繕を行うこと。

カ 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に管理者と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料の徴収をしない。

(11) 認定の廃止

管理責任者は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに管理者に「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針廃止届」を提出しなければならない。

(12) 認定の取消

管理者は、管理責任者が協定書に記載された事項を履行しないとき、または指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。

(13) 水道料金等の徴収

① 検針

管理者は、共同住宅等の受水槽以下の各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに1回検針する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

② 水道料金等の徴収

水道料金等は、使用者から徴収する。その他、料金等に関する取り扱いは、函館市水道事業給水条例および函館市下水道条例の規定による。

(14) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

(メーターの設置基準)

第5条 メーターの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 参考メーターは、原則として検針、点検が容易にできる屋外とする。
- (2) 各戸メーターは、廊下または踊場等に面した位置で検針、取替が容易であり、かつ、凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置する。
- (3) 凍結防止のため、メーター上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ型の丸ハンドル）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ型）の順に設置すること。
- (4) メーターは、給水栓より低い位置に水平に設置すること。
- (5) 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉できないときは、管理する者を常駐させること。ただし、常駐させることができない場合は、代替措置を講じること。

(メーターの維持管理)

第6条 乙は、メーターの維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) き損または亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
- (2) き損または亡失したとき、乙は弁償をしなければならない。
- (3) 冬期間の凍結を防止するため、適切な保温を行うこと。また、長期不在の住居等は、水抜きを行うこと。
- (4) 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居等は、甲に届け出て、メーターを閉栓（取り外し）すること。また、入居するときは、甲に届け出て、開栓（取り付け）すること。

(給水設備の維持管理)

第7条 乙は、受水槽以下の給水設備の維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) 善良な注意をもって水質の汚染、または漏水のないように管理すること。
- (2) 貯水槽水道の取扱および関係法令等を遵守し、適正な管理を行い、水質の安全を図ること。
- (3) 受水槽等の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について受水槽清掃用水使用申込書(第4号様式)により甲に届け出て許可を受け、使用後は受水槽清掃用水使用報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

使用水量料金は、甲の定める水売却の取扱により、受水槽清掃用水使用申込者に請求する。

- (4) 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に甲と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料は徴収しない。

(異常水量の取扱)

第8条 検針の結果、水量に異常があるときは甲が点検調査を行うことができる。

- 2 異常が確認されたとき、または参考メーターと各戸メーターの合計水量に差が生じた場合、乙は速やかに修繕等を行うこととする。

(認定の廃止)

第9条 乙は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに特例検針廃止届(第6号様式)を提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 甲は、乙が協定書に記載された事項を履行しないとき、または甲の指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。

5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示

規格および仕様品以外の製品については、製品に求められているすべての性能基準の項目について基準を満たしている適合性の表示方法として、消費者や工事業者が確認しやすい任意の方法で、製品、梱包材、説明書等に自ら自社検査証印および認証マークが表示される。

しかし、その表示行為はあくまでも製造業者の任意であることから、表示のない製品については性能基準適合性の証明ができる試験証明書等の提出により確認するものとする。

(1) 適合性の表示方法

適合性の表示方法（シールまたは印刷および打刻、鋳出し等）

	日本工業規格	日本水道協会 品質認証品	自己認証品	函館市仕様品
給水管および 給水用具	JIS マーク	JWWA 品質認証マーク	自社検査証印	JWWA 検査証印等
		表示なし※	表示なし※	

※表示の有無は任意

(2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク

日本水道協会品質認証センターで認証した製品は、品質認証マークとして基本基準適合品に表示するマークと特別基準適合品・技術的基準適合品に表示するマークに分別される。

基本基準適合品とは、水道法第16条に基づく給水装置の構造および材質に関する基準に適合した製品をいう。

特別基準適合品とは、基本基準に他の性能項目についての基準を付加した基準であって、品質認証センターが認めた規格であり、JWWA規格等が該当する。

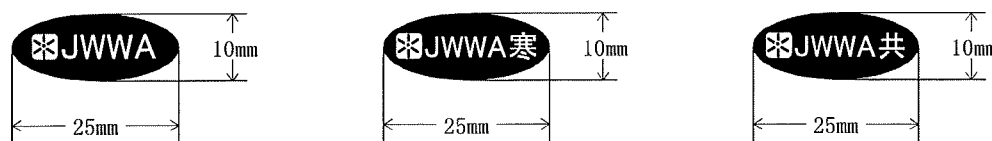
技術的基準適合品とは、水道事業用の資機材や薬品が厚生労働省令で定める基準に適合したものをいう。

なお、JISマーク表示品については、品質認証センターでの認証はしないとされている。

品質認証マークは、シールまたは印刷のほか打刻、鋳出しまたは押印等で表示され、品質認証マーク種類および基本の形状・寸法は次のとおりである。

① 基本基準適合品に使用する認証マーク

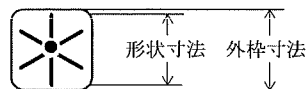
ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



推奨色調（地色 青色，文字 銀色）

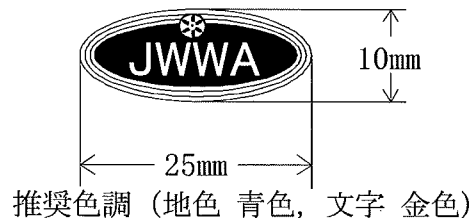
イ 打刻，鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印，ゴム印，鋳出し，印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



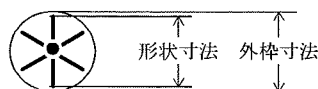
② 特別基準適合品・技術的基準適合品に使用する認証マーク

ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



イ 打刻，鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印，ゴム印，鋳出し，印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



③ 記号の説明

- ✳ 日本水道協会記章
- JWWA Japan Water Works Association
- 寒 寒冷地仕様製品
- 共 一般・寒冷地用共用仕様製品

(3) 第三者認証機関の共通認証マーク

<p>共通認証マーク</p>	<p>水道法基準適合 JWWA</p> <p>(社) 日本水道協会</p>	<p>JHIA 水道法基準適合</p> <p>(財) 日本燃焼器具検査協会</p>
	<p>JET 水道法基準適合</p> <p>(財) 電気安全環境研究所</p>	<p>JIA 水道法基準適合</p> <p>(財) 日本ガス機器検査協会</p>

このマークは，第三者認証機関である以下の4機関の共通認証マークとして，製品に求められる「性能基準」(耐圧，浸出，水撃限界，逆流防止，負圧破壊，耐久，耐寒)に適した製品に表示される。

水道法施行令第5条の構造・材質の基準	給水管及び給水用具の基準		判定基準	給水装置システムの基準
	項目	適用対象		
第1号	配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。			
第2号	配水管への取付口における給水管の口径は、水の使用量に比し、著しく過大でないこと。			
第3号	配水管の水圧に、影響を及ぼすおそれのあるボンプに、直接連結されないこと。			
第4号	土圧・その他の荷重に耐し、十分な耐力を有すること。 水圧に対し十分な耐力を有すること。 水が漏れるおそれがないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置（最終の止水機構）の流出側に設置されている給水用具および〔二〕〔三〕の給水用具を除く。〕〔一〕 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（右に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）〔二〕 	<p>給水管及び給水用具の開口部を密閉（流出側が大気に開口され、かつ止水機構を有するものについては止水機構を閉止）し、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。</p> <p>耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。</p>	<p>○給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた、適切な接合が行われているものでなければならぬ。〔2〕</p> <p>○家屋の主配管は、配管の経路について、構造物の下の通過を避けること等により、漏水時の修理を容易に行うことができるようにならなければならない。〔3〕</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 当該加圧装置が内蔵するものであること。 減圧弁が設置されているものであること。 ハロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を過ぎない水との接続がない構造のものであること。 	<p>接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（右に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）〔三〕 		

給水装置の構造及び材質の基準（施行令，省令）

No. 3

水道法施行令第5条の構造・材質の基準	給水管及び給水用具の基準			給水装置システムの基準
	項目	適用対象	判定基準	
<p>破壊を防止するための措置が講ぜられていること。</p>	<p>水撃限界性能 (省令第3条)</p>	<p>水柱その他の水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じおそれのある給水用具</p>	<p>水撃限界性能試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15MPaとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われ給水用具にあっては、自動閉止）したとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa以下である性能を有するものでなければならぬ。</p>	<p>○水撃限界性能基準を満足しない給水装置であって、止水機構の閉閉により水撃作用を生じるおそれのあるものにあつては、当該給水用具の上流側に近接してエアチャムパーその他の水撃防止装置器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものでなければならぬ。</p>
<p>侵食を防止するための措置が講ぜられていること。</p>	<p>防食性能 (省令第4条)</p>	<p>酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置（給水用具又は給水管）</p>	<p>酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のものではない。 [1]</p>	<p>○酸又はアルカリに対する耐食性を有しない材質の給水装置であつて、酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されているものにあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置が講じられているものでなければならぬ。 [1]</p>
<p>当該給水装置以外の水管その他の設備に直接通結されていないこと。</p>	-	<p>漏えい電流によって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置（給水用具又は給水管）</p>	<p>非金属製の材質のものでなければならぬ。 [2]</p>	<p>○非金属製でない材質の給水装置であつて、漏えい電流によって侵食されるおそれのある場所に設置されているものにあつては、絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならぬ。 [2]</p>

給水装置の構造及び材質の基準 (施行令, 省令)

水道法施行令第5条の構造・材質の基準	給水管及び給水用具の基準		判定基準	給水装置システムの基準												
	項目	適用対象														
第7号 水の逆流を防止するた めの適当な措置が講ぜら れていること。	逆流防止 性能 (第5条)	減圧式逆流防止器	<ul style="list-style-type: none"> ・逆流防止性能試験により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないとともに、負圧破壊性能試験により流入側から54kPaの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3mmを越えないこと。〔イ〕 ・逆流防止性能試験により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないこと。〔ロ〕 	<p>給水装置システムは、次の各号(①、②)のいずれかある場所に設置されている給水装置は、次の各号(①、②)のいずれかに掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止できる適切な位置(ハキュームブレンカは、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置)に設置されていること。〔一〕</p> <p>②吐水口を有する給水装置は、次に掲げる基準に適合すること。〔二〕</p> <p>(1) 呼び径25mm以下のものについては、次表による。〔イ〕</p> <table border="1" data-bbox="614 190 821 772"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>近接壁から吐水口中心までの水平距離</th> <th>越流面から吐水口最下端までの垂直距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm以下</td> <td>25mm以上</td> <td>25mm以上</td> </tr> <tr> <td>13mmを超え20mm以下</td> <td>40mm以上</td> <td>40mm以上</td> </tr> <tr> <td>20mmを超え25mm以下</td> <td>50mm以上</td> <td>50mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1) 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)にあつては、吐水口空間は50mm以上とする。 2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽、又は容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)にあつては、吐水口空間は200mm以上とする。</p>	呼び径	近接壁から吐水口中心までの水平距離	越流面から吐水口最下端までの垂直距離	13mm以下	25mm以上	25mm以上	13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上	20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上
		呼び径	近接壁から吐水口中心までの水平距離		越流面から吐水口最下端までの垂直距離											
13mm以下	25mm以上	25mm以上														
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上														
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上														
<ul style="list-style-type: none"> ・水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・逆流防止性能試験により3kPa及び当該減圧弁の設定圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。〔ハ〕 ・逆流防止性能試験により3kPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。〔ハ〕 	<p>(1) 減圧弁</p> <p>逆流防止給水装置 逆流防止装置を内部に備えたもの</p> <p>(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具</p> <p>(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯器及び給湯付きふろがま</p>	<p>給水装置システムの基準</p>													

給水装置の構造及び材質の基準 (施行令, 省令)

水道法施行令第5条の構造・材質の基準		給水管及び給水用具の基準		給水装置システムの基準	
項目	適用対象	判定基準	区分	(2) 呼び径25mmを超える場合は、次表による。 [ロ]	
逆流防止性能 (省令第5条)	<p>水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置</p> <p>(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯器及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの</p>	<p>・ 逆流防止性能試験により3kPa及び当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50kPaいすいか高い圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないこと。 [ハ]</p>	壁からの離れ	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離	
逆流防止性能 (省令第5条)	<p>バキュームブレーカ (負圧破壊装置)</p>	<p>・ 負圧破壊性能試験により流入側から-54kPaの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75mmを越えないこと。 [ニ]</p>	近接壁の影響がない場合	1. 7d+5mm以上	
負圧破壊性能 (省令第5条)	<p>負圧破壊装置を内部に備えた給水用具</p>	<p>・ 負圧破壊性能試験により流入側から-54kPaの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止が側く位置から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいすいか低い点から水面までの垂直距離の2分の1を越えないこと。 [ホ]</p>	近接壁1面の場合	3. 0d以上	
	<p>水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間に分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具 [一ケツク、ウォーターケラー等]</p>	<p>・ 負圧破壊性能試験により流入側から-54kPaの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。 [ヘ]</p>	近接壁2面の場合	2. 0d+5mm以上	
			近接壁の影響がない場合	1. 7d+5mm以上	
			近接壁の影響がある場合	3. 5d以上	
			近接壁の影響がある場合	3. 0d以上	
			近接壁の影響がある場合	2. 0d+5mm以上	
			近接壁の影響がある場合	1. 7d+5mm以上	
			近接壁の影響がある場合	1. 7d+5mm以上	

給水装置の構造及び材質の基準（施行令，省令）

水道法施行令第5条の構造・材質の基準	給水管及び給水用具の基準		給水装置システムの基準
	項目	判定基準	
共通	耐久性能 (省令第7条) ・ 弁類 ・ 減圧弁 ・ 逃し弁 ・ 逆止弁 ・ 空気弁 ・ 電磁弁	・ 耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能を有するものでなければならぬ。	

※ 表中の各種性能試験は、いずれも厚生省告示111号「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」による。

ならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

4. 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準等) 法第25条の8

- (1) 指定事業者は、法、政令、施行規則、条例、施行規程およびこの取扱ならびにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 指定事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - ① 給水装置工事ごとに、3.(3)項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して3.(1)に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - ③ 前号に掲げる工事を施行するときは、管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
 - ④ 主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
 - ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - ⑥ 施行した給水装置工事ごとに(2)①の規定により指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名または名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
 - キ 3.(1)③の確認の方法およびその結果

(注) ②の技能を有する者とは、旧日本水協北海道地方支部配管技工規程による配水管施工技能者ならびに(財)給水工事業術振興財団の給水装置工事配管技能検定合格者(旧名称 給水装置工事配管技能者講習修了者)等をいう。

なお、耐震管(N S形等)の施工については、日本水協の耐震継手配水管技能者に登録している者等をいう。

(設計審査および工事検査) ・ ・ ・ ・ ・ 法第 16 条

(3) 指定事業者は、設計審査を受けようとするときは、工事の施行前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事申込書 ・ ・ ・ ・ ・ 1 部
- ② 設計図 ・ ・ ・ ・ ・ 1 部
- ③ 設計材料書 ・ ・ ・ ・ ・ 1 部

(4) 指定事業者は、工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事検査申請書 ・ ・ ・ ・ ・ 1 部
- ② 竣工図 ・ ・ ・ ・ ・ 1 部
- ③ 使用材料書 ・ ・ ・ ・ ・ 1 部
- ④ 水圧試験記録表 ・ ・ ・ ・ ・ 1 部

(5) 管理者は、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求め、または前項に規定する書類の一部を省略させることがある。

(6) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し施行規則第 36 条第 1 号により指名された主任技術者または当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(7) 管理者は、指定事業者が給水装置の修繕をしたときは、設計審査および工事検査の書類を省略し、修繕工事報告書を提出させることができる。

(報告または資料の提出) ・ ・ ・ ・ ・ 法第 25 条の 10

(8) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる。

5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理

(1) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な給水装置工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条および函館市水道事業給水条例（昭和 34 年函館市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 条で定めるところによる。

様式第11 (第35条関係)

指定給水装置工事事業者
廃止
休止
再開
届出書

殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の
廃止
休止
再開
の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

【取扱十三】

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

業者	払出者	担当

No. _____ ①

水道メータ払出請求書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日								
コード																			
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号															
口径	器種		数量	メーター番号							検満年月	指針							
	直読・電子・参考										-								
	直読・電子・参考										-								
	直読・電子・参考										-								
	直読・電子・参考										-								
	直読・電子・参考										-								
	直読・電子・参考										-								
	直読・電子・参考										-								
	直読・電子・参考										-								
直読	13	20	25	40															
					計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考				

確認	担当

No. _____ 量水器担当控②

水道メータ払出書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日							
コード																		
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号														
口径	器種		数量	メーター番号							検満年月	指針						
	直読・電子・参考										-							
	直読・電子・参考										-							
	直読・電子・参考										-							
	直読・電子・参考										-							
	直読・電子・参考										-							
	直読・電子・参考										-							
	直読・電子・参考										-							
	直読・電子・参考										-							
	直読・電子・参考										-							
直読	13	20	25	40														
					計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考			

払出者	担当

No. _____ 業者控③

水道メータ払出確認書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日							
コード																		
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号														
口径	器種		数量	メーター番号							検満年月	指針						
											-							
											-							
											-							
											-							
											-							
											-							
											-							
											-							
											-							
直読	13	20	25	40														
					計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考			

水道メーター返納書

受取者

No. _____ ①

返納事由		閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成 年 月 日													
メーター取り外し日		平成 年 月 日																		
コード						丁目														
指定事業者名				給水装置設置場所		町 番 号														
口径	器種		数量		メーター番号				指針											
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

水道メーター返納受取書

受取者

No. _____ ②

返納事由		閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成 年 月 日													
メーター取り外し日		平成 年 月 日																		
コード						丁目														
指定事業者名				給水装置設置場所		町 番 号														
口径	器種		数量		メーター番号				指針											
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

水道メーター返納確認書

受取者

No. _____ 業者控③

返納事由		閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成 年 月 日													
メーター取り外し日		平成 年 月 日																		
コード						丁目														
指定事業者名				給水装置設置場所		町 番 号														
口径	器種		数量		メーター番号				指針											
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計